

岩手県告示第 169 号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命じようとするので、その区域等を次のとおり公表する。

平成 20 年 3 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 区域及び期間

(1) 区域

大船渡市、花巻市、北上市、遠野市のうち平成 17 年 9 月 30 日における上閉伊郡宮守村の区域、一関市、陸前高田市、奥州市、紫波郡紫波町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町及び東磐井郡藤沢町に所在する特定森林の区域のうち次の図に示した区域とする。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林整備課、県南広域振興局農林部並びに県南広域振興局総合支局の農林部及び農林センター、関係地方振興局林務部及び農林部並びに関係市役所及び町役場に備えておいて縦覧に供する。

(2) 期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の付着している松の樹木の存する特定森林を所有し、又は管理する者は、当該特定森林の樹木を伐倒して破砕し、又は当該特定森林の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由 1(1)に定める区域において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるようにすること。

(3) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、別に定める実施届により3に掲げる特定森林の所在する区域を所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「所管する広域振興局等の長」という。）にその旨を届け出なければならない。ただし、5(4)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(4) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに所管する広域振興局等の長に提出するものとし、その提出があったときは、所管する広域振興局等の長は、当該申請書が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(5) 所管する広域振興局等の長は、3に掲げる特定森林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行ったが十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を自ら行うことができる。

(6) 所管する広域振興局等の長は、5(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。